

証券コード 231A  
2024年12月10日  
(電子提供措置開示日12月4日)

## 株 主 各 位

長崎県佐世保市ハウステンボス町5番地3  
C r o s s E ホールディングス株式会社  
代表取締役 松 尾 貴

## 第2回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第2回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

### 【当社ウェブサイト】

[https://cross-e-hd.co.jp/ir/about\\_stocks/meeting](https://cross-e-hd.co.jp/ir/about_stocks/meeting)

### 【福岡証券取引所ウェブサイト】

<https://www.fse.or.jp/listed/search.php>

（上記の福証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名」に「C r o s s E ホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「231A」を入力・検索し、「詳細情報」を選択して、「株主総会招集通知」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、書面（郵送）によって議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年12月25日（水曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年12月26日（木曜日）10時（受付開始 9時30分）  
2. 場 所 長崎県佐世保市ハウステンボス町10番地  
ホテルオークラ J R ハウステンボス  
1階 凰の間 末尾の「会場案内図」をご参照ください。  
3. 目的事項  
報告事項 1. 第2期（2023年10月1日から2024年9月30日まで）  
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第2期（2023年10月1日から2024年9月30日まで）  
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件  
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- ~~~~~  
① 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。  
② 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の当社ウェブサイト及び福証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。  
③ 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。  
なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。  
① 連結計算書類の「連結注記表」  
② 計算書類の「個別注記表」  
したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

# 事業報告

(2023年10月1日から)

(2024年9月30日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、自動車産業等の堅調な輸出がけん引役となり、国内企業の多くが好業績となったことを背景に、賃金の引き上げが相次ぎ、個人消費の下支え要因となりました。また、日本銀行が、イールドカーブコントロール（長短金利操作）を終えるなど、徐々に金融政策の正常化を進めていることも景気の緩やかな回復を示しております。しかしながら、中国の大手不動産企業の経営不安や、欧州と中東での紛争等、先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況において、当社グループの地盤である長崎県佐世保市周辺の自治体、民間企業の設備投資、更新需要や、当社グループの強みである廃棄物焼却施設等の更新需要に向けた受注活動をいたしました。

また、受注済の工事については、資材や人件費の高騰等もありましたが、徹底した安全管理と工期管理等、積極的にコスト管理を行いました。

その結果、当連結会計年度における売上高は、4,313,337千円（前期比53.3%増）となり1,499,062千円の増収となりました。

利益面におきましては、営業利益488,651千円（前期比44.6%増）、経常利益は494,393千円（前期比43.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、325,438千円（前期比31.3%増）と増益となりました。

各セグメントの業績は次のとおりです。

## セグメント別売上高

セグメント 名 称	第1期 (2022年10月1日から 2023年9月30日まで)		第2期 (2023年10月1日から 2024年9月30日まで)		比較増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
建設及び 機械設置工事事業	千円 2,089,942	% 74.3	千円 3,579,282	% 83.0	千円 1,489,339	% 71.3
ファシリティ・ マネジメント事業	724,331	25.7	734,054	17.0	9,723	1.3
合 計	2,814,274	100.0	4,313,337	100.0	1,499,062	53.3

### (建設及び機械設置工事事業)

西日本エンジニアリング株式会社について、前連結会計年度から継続している九州・沖縄地区、中国・四国地区及び東海地区の工事が順調に進捗し、売上高は1,867,050千円となりました。ハウステンボス・技術センター株式会社について、新規の大型改修工事の受注や、前連結会計年度までに受注した大規模工事が順調に進捗し、売上高が急伸したことから、売上高は1,712,232千円となりました。

その結果、当連結会計年度におけるセグメント売上高は3,579,282千円(前期比1,489,339千円増、同71.3%増)となりました。

### (ファシリティ・マネジメント事業)

資材や人件費の上昇はあったものの、自治体及び民間施設の管理受託契約の更新と、コストの上昇分の管理受託価格への反映が進捗いたしました。

その結果、当連結会計年度におけるセグメント売上高は734,054千円(前期比9,723千円増、同1.3%増)となりました。

## (2)企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度中において実施しました当社グループの設備投資の総額は24,569千円で、その主なものは次のとおりです。

資産種別	設備投資額	設備内容
土地	12,428千円	倉庫用地
建物	3,985千円	会議室内装改修
車両・運搬具	3,808千円	作業用車両

## (3)資金調達の状況

当社は、2024年8月29日付で福岡証券取引所Q-Boardへ上場いたしました。上場にあたり、2024年8月28日を払込期日とする公募（ブックビルディング方式による募集）により350,000株の新株式を発行し、379,960千円の資金を調達いたしました。

## (4)企業集団及び当社の財産及び損益の状況

### ①企業集団の財産及び損益の状況

区分	第1期 (2023年9月期)	第2期 (2024年9月期)
売上高	(千円)	2,814,274
経常利益	(千円)	343,522
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	247,804
1株当たり当期純利益	(円)	116.35
総資産	(千円)	2,739,035
純資産	(千円)	1,937,403
1株当たり純資産額	(円)	909.66
		1,065.73

(注) 2024年4月15日開催の取締役会決議により、2024年5月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第1期期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

②当社の財産及び損益の状況

区分		第1期 (2023年9月期)	第2期 (2024年9月期)
営業収益	(千円)	136,961	831,253
経常利益	(千円)	13,122	580,424
当期純利益	(千円)	5,262	562,400
1株当たり当期純利益	(円)	2.47	260.09
総資産	(千円)	1,254,283	2,232,333
純資産	(千円)	1,167,238	2,109,599
1株当たり純資産額	(円)	548.05	850.71

(注) 2024年4月15日開催の取締役会決議により、2024年5月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第1期期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

当社の親会社は株式会社エイチ・アイ・エスであり、同社は当社の株式を1,750,000株（議決権比率70.57%）保有しております。

当社と親会社との間には営業取引はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 な 事 業 内 容
西日本エンジニアリング 株 式 会 社	80,000千円	100.0%	建設及び機械設置工事事業
ハウステンボス・ 技術センター株式会社	108,802千円	100.0%	建設及び機械設置工事事業 ファシリティ・マネジメント事業

(注) 当事業年度末における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特 定 完 全 子 会 社 の 名 称	西日本エンジニアリング株式会社
特 定 完 全 子 会 社 の 住 所	長崎県佐世保市
当 社 に お け る 株 式 の 帳 簿 価 額	542,676千円
当 社 の 総 資 産 額	2,232,333千円

特 定 完 全 子 会 社 の 名 称	ハウステンボス・技術センター株式会社
特 定 完 全 子 会 社 の 住 所	長崎県佐世保市
当 社 に お け る 株 式 の 帳 簿 価 額	619,299千円
当 社 の 総 資 産 額	2,232,333千円

## (6) 対処すべき課題

当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題は、以下のとおりです。

### ①人材の確保・育成

建設及び機械設置工事事業、ファシリティ・マネジメント事業のいずれにおいても、現場員及び現場管理者の不足が課題となっております。特に建設及び機械設置工事事業におきましては、案件受注の拡大を図るためにも、現場管理者の増員は不可欠となっております。ファシリティ・マネジメント事業におきましても有資格者の補充・育成が重要課題です。

今後の成長に向け、優秀な人材を採用していくためにも会社の知名度向上及び信用力の向上が不可欠であり、戦略的な採用活動が必要と考えております。また、スタッフの育成を目指し、社外セミナーへの参加を促し知見の拡充を図るとともに社内教育制度の充実を図ってまいります。

また、法令の改正に応じて育児休暇制度の充実を図る等、人事制度や福利厚生の仕組みを改善して、職場環境がより働きやすいものとなるよう努めてまいります。

さらに、業務のDX化を推進し、経営エリアの拡大、業務のシステム化、システム間連携を進め、グループ全体の業務の効率化及び省力化を積極的に進めてまいります。

### ②コーポレート・ガバナンス体制の整備・強化

当社グループの継続的な事業の発展及び信頼性の向上のためには、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組むことが重要であると考えております。内部管理体制の構築とコンプライアンスの強化に取り組んでまいります。

内部管理体制の構築については、自浄能力の向上と組織内における内部牽制機能のさらなる強化が課題であるとの認識のもと、部署内でのチェック機能の精度向上に加え、内部監査室及び総務・経理財務による内部牽制機能を強化することに引き続き努めております。

コンプライアンスの強化については、当社グループは、定期的な倫理・コンプライアンス研修の実施及び業務上の過誤や問題に対する再発防止策の実施等により、各事業の取引の健全性確保に努めてまいります。また内部通報制度を整備しているほか、社内啓蒙活動及び内部監査を通して社内規程の周知徹底に努めるとともに、監査等委員、顧問弁護士等との協議を踏まえ社内規程を適宜見直して内容の陳腐化を防いでおります。今後も最善の経営体制を目指しさらなるコーポレート・ガバナンスの充実を図るべく、強固な内部管理体制の構築とコンプライアンスの強化に取り組んでまいります。

### ③事業ポートフォリオの拡充

当社グループは、建設及び機械設置工事事業並びにファシリティ・マネジメント事業を主な事業としておりますが、今後の社会情勢や経済の変化への対応、持続可能な経済のための脱炭素化、省資源化、資源リサイクル、廃棄物削減等への貢献及びリスクに強い企業体を目指し、新たな事業の構築及びグループ全体の成長を図ってまいります。さらに当社グループの基盤である長崎県佐世保市とその周辺地域を含む北部九州エリアの社会インフラ、基盤の維持と、当社グループの経営資源の有効活用を目的として、北部九州エリアでの事業承継型M&Aを積極的に実施し、地域の有望な技術及び必要とされる事業の維持向上と当社グループとの協業により、当社グループの成長とリスクの分散及び地域社会の経済・生活基盤の維持向上に貢献していきたいと考えております。

### ④既存事業の展開

当社グループの建設及び機械設置工事事業のうち、機械設置工事において、ごみ処理施設、水処理施設の更新、新設、メンテナンス工事や、化学品、炭素繊維、半導体素材製造加工工場における機械設置工事という特定事業領域で安定した顧客基盤を有しております。しかしながら技術者の高齢化、類似企業の撤退、廃業等により業界の供給キャパシティは減少していく傾向にあります。当社グループの地盤である九州地区で主に事業を展開し、人材の採用・教育及び協力企業との協業を通して、事業地域を九州・沖縄地区から中国・四国、関西、関東地区へ広げており、今後も事業地域を拡げるべく、人材の採用・教育、協力企業との協業及びM&Aを進めてまいります。

ファシリティ・マネジメント事業においても、当社グループの地盤で、経営資源が多くある長崎県佐世保市地域で、事業の深耕を図るとともに、その経営資源を活用できる北部九州エリアにおいて管理受託事業の拡大及び管理受託から派生する更新、メンテナンス工事を積極的に獲得していくことを計画しております。

(7) 主要な事業内容 (2024年9月30日現在)

事業区分	事業内容
建設及び機械設置工事事業	建設工事、設備更新工事、機械設置工事等
ファシリティ・マネジメント事業	管理受託、施設管理、指定管理等

(8) 主要な営業所 (2024年9月30日現在)

①当社

名称	所在地
本社	長崎県佐世保市

②子会社

名称	所在地
西日本エンジニアリング 株式会社	長崎県佐世保市
ハウステンポス・ 技術センター株式会社	長崎県佐世保市

(9) 使用人の状況 (2024年9月30日現在)

①企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人數	前連結会計年度末比増減
建設及び 機械設置工事事業	28 (14) 名	増減なし (7名増)
ファシリティ・ マネジメント事業	29 (24) 名	1名増 (6名減)
全社 (共通)	16 (4) 名	3名増 (2名増)
合計	73 (42) 名	4名増 (3名増)

(注) 使用人數は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を  
外数で記載しております。

## ②当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
11 (2) 名	3名増 (1名増)	46.04歳	5年3ヶ月

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 平均勤続年数の算定にあたっては、2022年11月1日付の株式移転による当社設立の前身のハウステンボス・技術センター株式会社における勤続年数を通算しております。

- (10) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定めがあるときの権限の行使に関する方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、上場後は配当性向30%を目標に、安定した配当を継続していくことを基本方針としております。

剰余金の配当は年1回を基本的な方針としており、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨を定款で定めております。なお、期末配当の基準日は毎年9月30日、中間配当の基準日は毎年3月31日とする旨を定款に定めております。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき普通配当45円20銭、上場記念配当5円とさせていただき、年間配当は1株当たり50円20銭とすることを2024年11月14日開催の取締役会で決議しております。

- (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2024年8月29日付で、福岡証券取引所Q-Boardに上場いたしました。

## 2. 株式に関する事項（2024年9月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 8,510,000株

(注) 2024年4月15日開催の取締役会決議により、2024年5月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施し、これに伴い定款変更により発行可能株式総数を、3,820,000株から8,510,000株に変更しております。

(2) 発行済株式の総数 2,479,800株

(注) 1. 2024年4月15日開催の取締役会決議により、2024年5月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施したことにより発行済株式の総数は1,064,900株増加しております。

2. 2024年8月28日を払込期日とする公募増資により発行済株式の総数は350,000株増加しております。

(3) 当事業年度末の株主数 1,791名

(4) 上位10名の株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
株式会社エイチ・アイ・エス	1,750,000	70.57
Cross Eホールディングス 従業員持株会	18,400	0.74
乾峻輔	10,200	0.41
山口勝美	10,000	0.40
宮谷英樹	9,500	0.38
柴田稔	7,800	0.31
石田俊正	7,800	0.31
館馨子	7,300	0.29
山根省二	7,000	0.28
山根奏子	7,000	0.28

(注) 自己株式は保有しておりません。

### 3. 新株予約権等に関する事項（2024年9月30日現在）

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の概要

名 称	第 1 回 新 株 予 約 権
発行決議日	2019年9月24日（注）
新株予約権の数	29,500個
保有人数 当社取締役（監査等委員を除く） 当社取締役（監査等委員）	4名 —
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 59,000株
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 725円
権利行使期間	自 2022年11月1日 至 2029年9月24日
行使の条件	(1)新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当子会社の取締役、監査役、従業員、顧問の地位を有していなければならぬ。ただし、取締役及び監査役の任期満了による退任、従業員の定年退職の場合、または取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 (2)新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

（注）発行決議日については、当新株予約権が2022年11月1日付の株式移転による当社設立の前身のハウステンボス・技術センター株式会社より引き継がれておりますので、当初発行したハウステンボス・技術センター株式会社による決議日を記載しております。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役の状況 (2024年9月30日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	松尾 貴	指名報酬委員会委員長（注4） ハウステンボス・技術センター株式会社 代表取締役 西日本エンジニアリング株式会社取締役
常務取締役	鶴田 修一	経営管理本部、経営企画本部管掌 ハウステンボス・技術センター株式会社 取締役 西日本エンジニアリング株式会社取締役
取締役	天羽 邦久	西日本エンジニアリング株式会社 取締役会長
取締役	中川 恵夫	経営企画本部長
取締役 (監査等委員・常勤)	濱田 祝高	指名報酬委員会委員（注4） 西日本エンジニアリング株式会社監査役
取締役 (監査等委員)	渋谷 厚	指名報酬委員会委員（注4） 株式会社渋谷製作所代表取締役社長 株式会社長崎コンサルティング 代表取締役社長 チョコレートハウス株式会社 代表取締役社長
取締役 (監査等委員)	野田 芳	指名報酬委員会委員（注4） ハウステンボス・技術センター株式会社 監査役 野田公認会計士事務所代表 かおる会計株式会社代表取締役 株式会社エストラスト社外取締役監査等委員 株式会社ROCKY-ICHIMARU監査役 室町ケミカル株式会社社外取締役監査等委員

- (注) 1. 取締役（監査等委員）の濱田祝高氏、渋谷厚氏及び野田芳氏は社外取締役であります。なお、当社は、各氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
2. 取締役（監査等委員）の野田芳氏は、公認会計士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知識を有しております。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために濱田祝高氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 取締役会の諮問機関である任意の指名報酬委員会であります。

## （2）責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（監査等委員）3名全員が非業務執行取締役であることから、それぞれとの間で、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となっております。

## （3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、役員等（当社の取締役、子会社の取締役及び監査役）を被保険者とする役員等賠償責任保険契約（会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約）を締結し、被保険者に対してその職務の執行に関する責任の追及に係る請求等がなされた場合に、当該被保険者が負担することになる法律上の損害賠償責任に基づく賠償金及び争訟費用を填補することとしています。ただし、当該被保険者による故意の不正行為又は詐欺行為に基づき発生した損害等については、当該保険により填補されません。すべての被保険者の保険料は当社が全額負担しています。

## （4）取締役の報酬等

### ①取締役の報酬等に係る決定方針に関する事項

#### イ) 方針決定の方法

当社では「取締役の報酬等に係る基本方針」を2024年9月17日の取締役会において決定しており、独立社外取締役（監査等委員）3名を含めた取締役会にて全会一致で決議されております。なお、独立社外取締役（監査等委員）は、取締役会の諮問機関である任意の指名報酬委員会の委員に就任しております。

#### ロ) 方針の内容の概要

優秀な人材の獲得・保持等を目的として、競争力のある取締役報酬制度を指向することとします。

報酬の構成においては毎月定額が支給される基本報酬がありますが、今後の課題として中期的な企業価値・株主価値の向上を重視した報酬制度を検討することとします。取締役の報酬制度は、職責と成果に基づく公平かつ公正な報酬制度であることを指向することとします。

取締役の個人別の報酬については、任意の指名報酬委員会が審議し、任意の指名報酬委員会で決議した案を尊重して取締役会が決定しております。

任意の指名報酬委員会は、福岡証券取引所に独立社外取締役として届け出た取締役（監査等委員）3名と代表取締役で構成し、代表取締役が作成する個人別の報酬額の案について諮問を受け、当該委員会が決議した案を取締役会に報告しております。

ハ) 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、代表取締役が作成した原案が当該方針に沿うものであるかについて任意の指名報酬委員会が多角的に検討していることから、取締役会は、同委員会からの報告があった審議の結果を尊重し、当該方針に沿うものであると判断しました。

## ②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の報酬については、2023年12月19日開催の定時株主総会の決議により、年額125,000千円以内と定めております（ただし、使用人兼任取締役の使用人分給与を含みません。）。なお、当該定時株主総会終結時の取締役（監査等委員を除く）の員数は、4名です。

取締役（監査等委員）の報酬については、2023年12月19日開催の定時株主総会の決議により、年額25,000千円以内と定めております（ただし、使用人兼任取締役の使用人分給与を含みません。）。なお、当該定時株主総会終結時の取締役（監査等委員）の員数は、3名です。

③取締役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		支給人数 (名)
		基本報酬	役員賞与	
取締役（監査等委員除く） (うち社外取締役)	58,693 (—)	42,993 (—)	15,700 (—)	4 (—)
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	14,107 (14,107)	13,607 (13,607)	500 (500)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	72,800 (14,107)	56,600 (13,607)	16,200 (500)	7 (3)

- (注) 1. 役員賞与には役員賞与引当金繰入額が含まれております。
2. 取締役の報酬限度額は「4. 会社役員の状況 (4) 取締役の報酬等 ②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項」に記載のとおりであります。
3. 上記のほか、当事業年度において、社外役員が当社の子会社から役員として受けた報酬等の総額は150千円であります。

## 5. 社外役員に関する事項

### (1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該兼職先との関係
取締役 監査等委員	渋谷 厚	株式会社渋谷製作所	代表取締役 社長	特別な関係はありません。
		株式会社 長崎コンサルティング	代表取締役 社長	特別な関係はありません。
		チョコレートハウス 株式会社	代表取締役 社長	特別な関係はありません。
取締役 監査等委員	野田 芳	野田公認会計士事務所	代表	特別な関係はありません。
		かおる会計株式会社	代表取締役	特別な関係はありません。
		株式会社 エストラスト	社外取締役 監査等委員	特別な関係はありません。
		株式会社 ROCKY-ICHIMARU	監査役	特別な関係はありません。
		室町ケミカル株式会社	社外取締役 監査等委員	特別な関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関する職務の概要
取締役（監査等委員） 濱 田 祝 高	<p>当事業年度において開催された取締役会25回のうち、25回出席し、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。</p> <p>また、当事業年度において開催された監査等委員会14回のうち14回出席し、委員会の運営とともに監査結果についての意見交換等、必要な発言を行っております。</p>
取締役（監査等委員） 渋 谷 厚	<p>当事業年度において開催された取締役会25回のうち、23回出席し、企業経営者としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。</p> <p>また、当事業年度において開催された監査等委員会14回のうち14回出席し、主に当社の経営及び内部統制について適宜、必要な発言を行っております。</p>
取締役（監査等委員） 野 田 芳	<p>当事業年度において開催された取締役会25回のうち、24回出席し、公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。</p> <p>また、当事業年度において開催された監査等委員会14回のうち13回出席し、主に当社の財務及び会計並びに内部統制について適宜、必要な発言を行っております。</p>

## 6. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30,900千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,900千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、コンフォートレター作成についての対価を支払っております。
3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 7. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は  
以下のとおりあります。

#### ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する ための体制

職務執行上のコンプライアンス（適法性、法令、定款及び規則等の順守）の周知徹底を推進する。

リスクマネジメントの一環として、全社にわたるコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握とその改善を含めた、内部統制の充実に努める。

内部通報制度（通報窓口は外部委託）により、企業倫理やコンプライアンス違反に対する自浄態勢を確保する。

内部監査を業務とする内部監査室に、内部統制システムをコンプライアンス・妥当性・効率性の観点から監査させ、その監査結果及び改善に向けての提言を、取締役会及び監査等委員会に報告させる。

反社会的勢力及び団体を断固として排除・遮断することとし、不当要求、組織暴力又は犯罪行為に対しては、警察等の外部専門機関と連携するなどして、組織的に対処する。

#### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「取締役会規程」「稟議規程」等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保管する。また、その他関連規程は、必要に応じて適時見直し等の改善をする。

情報セキュリティ対策の見直しを継続して、その有効性の保持とレベルアップに努め、個人情報、特定個人情報、営業秘密その他の秘密の保持が必要な情報を適正に管理し、保存する。

#### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の事業展開に伴って社内外で遭遇するリスクを識別し、分析・評価し、又は対応手段と主管部署を定め、損失発生を防ぐよう努めるとともに、発生の損失極小化を図る。

重大な危機が生じた場合は、相互に緊密かつ迅速に連携して対応する。

当社の事業特性に応じたリスクに対応するための社内規程を整備し、社内におけるリスクマネジメントを構築する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

中期経営計画を定めて会社として達成すべき目標を明確にし、その目標の下に代表取締役をはじめ各取締役は、各事業年度の予算達成に向けて職務を執行し、取締役会においてその進捗管理を行う。

各取締役は、取締役会規程、業務分掌規程及び職務権限規程などに基づいた役割と権限に従い、適正かつ迅速に意思決定を行って常に効率的に職務を執行する。

⑤当社及び当社子会社における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社及び当社子会社について、経営の自主性や企業文化を尊重するとともに、コンプライアンス及び企業倫理の基本的な考え方の共有化を図り、グループ全体の内部統制システムの整備に努め、内部監査室による監査を実施し当社グループ全体としての内部統制システムの実効性を検証させ、かつ監査結果及び改善に向けての提言を、取締役会及び監査等委員会に報告することとする。

⑥監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該取締役及び使用人に関する事項並びにその取締役及び使用人の取締役（当該取締役及び監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

当社は、監査等委員会の要請に基づいて適切な使用人を人選し、監査等委員会の同意を得て配置するほか、事案に応じて相応の職務の使用人に監査等委員会の職務執行を適宜補助させることができる。

監査等委員会は、その職務執行を補助すべき使用人に対する業務上の指揮・命令・監督の権限を専ら保持するほか、人事考課、人事異動その他の人事に関する事項についても、監査等委員会の意見・意向は十分に尊重され、かつ反映させることとする。

⑦取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社グループ会社の取締役、監査役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生するなど監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じた場合は、その事項を速やかに監査等委員会へ報告するほか、監査等委員会と協議して定期的又は不定期に業務の状況を報告することとする。

当社の内部通報制度の担当部署は、当社グループ会社の取締役及び使用

人からの内部通報の状況について、定期的に監査等委員会へ報告を行う。

監査等委員会へ報告を行った当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人に対し、そのことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人に徹底する。

#### ⑧その他監査等委員会の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

監査等委員である取締役と代表取締役や会計監査人との定期的な意見交換の機会を確保し、内部監査室に監査等委員である取締役との緊密な連携を図らせるほか、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会監査に対する理解を深めて監査等委員会監査の環境整備に努める。

監査等委員である取締役がその職務を執行するうえで、必要と認められる費用について、その前払いの請求、支出した費用の償還の請求又は負担した債務の弁済その他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理を請求したときは、速やかにこれに応じる。

#### （2）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

取締役会は25回開催され、会社法及び取締役会規程に基づく重要な事項の審議・決定が行われました。また、社外の立場から監査等委員より様々な意見・指摘があり取締役会の活性化、業務執行の改善に繋がりました。

また、重要な情報の記録については、取締役会議事録を作成し、適切に保存・管理したほか、職務執行に係る重要な情報、決定事項、社内通達等を、所管部署にて作成し、適切に保存・管理しました。

社内規程については、法令変更、従業員の待遇、福利厚生改善など、既存規程の適切な見直し、必要な規程の新設をいたしました。

社長に直属する内部監査室は、年間の内部監査計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施し、監査結果及び改善に向けての提言を、社長、関連する取締役、及び該当する部門や部署の責任者、そして監査等委員会に報告し、規程の改定や業務フローの改善に繋げております。

## 8. 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収への対抗措置は導入しておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

## 連 結 貸 借 対 照 表

(2024年9月30日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,484,994	流 動 負 債	1,099,152
現 金 及 び 預 金	2,526,669	工 事 未 払 金 等	246,440
受取手形・完成工事未収入金等	407,520	未 払 費 用	25,723
契 約 資 産	195,683	未 払 法 人 税 等	127,951
商 品	253	契 約 負 債	309,130
未 成 工 事 支 出 金	33,481	賞 与 引 当 金	81,731
前 渡 金	251,042	役 員 賞 与 引 当 金	43,321
そ の 他	70,343	そ の 他	264,852
固 定 資 産	383,471	固 定 負 債	126,512
有 形 固 定 資 産	192,800	退 職 給 付 に 係 る 負 債	108,252
建 物 及 び 構 築 物	44,256	そ の 他	18,260
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	7,928		
工 具、器 具 及 び 備 品	9,092		
土 地	131,522		
無 形 固 定 資 産	37,871		
の れ ん	37,656		
そ の 他	214	負 債 合 計	1,225,665
投 資 そ の 他 の 資 産	152,799	(純 資 産 の 部)	
保 険 積 立 金	44,817	株 主 資 本	2,642,801
繰 延 税 金 資 産	94,374	資 本 金	277,980
長 期 未 収 入 金	37,970	資 本 剰 余 金	242,585
そ の 他	13,608	利 益 剰 余 金	2,122,236
貸 倒 引 当 金	△37,970	純 資 産 合 計	2,642,801
資 産 合 計	3,868,466	負 債 純 資 産 合 計	3,868,466

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2023年10月1日から)

(2024年9月30日まで)

(単位:千円)

科 目	金	額
売 上 高		4,313,337
売 上 原 価		3,308,876
売 上 総 利 益		1,004,460
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		515,808
當 業 利 益		488,651
當 業 外 収 益		
ス ク ラ ッ プ 売 却 益	7,984	
そ の 他	2,829	10,814
當 業 外 費 用		
株 式 交 付 費	4,962	
そ の 他	110	5,072
經 常 利 益		494,393
特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	6,200	
固 定 資 産 売 却 益	2,412	8,612
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		503,005
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	194,800	
法 人 税 等 調 整 額	△17,233	177,567
当 期 純 利 益		325,438
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		325,438

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2023年10月1日から)

(2024年9月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	88,000	52,605	1,796,798	1,937,403	1,937,403
当期変動額					
新株の発行	189,980	189,980		379,960	379,960
親会社株主に帰属する当期純利益			325,438	325,438	325,438
当期変動額合計	189,980	189,980	325,438	705,398	705,398
当期末残高	277,980	242,585	2,122,236	2,642,801	2,642,801

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(2024年9月30日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,062,675	流動負債	121,641
現金及び預金	1,061,122	未払費用	1,184
その他の	1,553	未払法人税等	17,033
固定資産	1,169,657	契約負債	22,000
有形固定資産	1,316	賞与引当金	6,026
工具、器具及び備品	1,316	役員賞与引当金	16,977
投資その他の資産	1,168,340	その他の	58,419
関係会社株式	1,161,976	固定負債	1,092
繰延税金資産	6,166	退職給付引当金	1,092
その他の	198	負債合計	122,733
		(純資産の部)	
		株主資本	2,109,599
		資本金	277,980
		資本剰余金	1,263,956
		資本準備金	189,980
		その他資本剰余金	1,073,976
		利益剰余金	567,663
		その他利益剰余金	567,663
		繰越利益剰余金	567,663
		純資産合計	2,109,599
資産合計	2,232,333	負債純資産合計	2,232,333

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2023年10月1日から)

(2024年9月30日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額	
當業 収 益		831,253
當業 費 用		245,956
當業 利 益		585,297
當業 外 収 益		
受取 利 息	50	
助成 金 収 入	37	
その他	1	89
當業 外 費 用		
株式 交 付 費	4,962	
支 払 利 息	0	4,962
経常 利 益		580,424
税引前当期純利益		580,424
法人税、住民税及び事業税	21,414	
法人税等調整額	△3,390	18,023
当期純利益		562,400

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2023年10月1日から)

(2024年9月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株資合		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	88,000	—	1,073,976	1,073,976	5,262	5,262	1,167,238	1,167,238	
当期変動額									
新株の発行	189,980	189,980		189,980			379,960	379,960	
当期純利益					562,400	562,400	562,400	562,400	
当期変動額合計	189,980	189,980	—	189,980	562,400	562,400	942,360	942,360	
当期末残高	277,980	189,980	1,073,976	1,263,956	567,663	567,663	2,109,599	2,109,599	

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 会計監査人の連結計算書類に係る監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2024年11月20日

Cross Eホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トマツ 福岡事務所
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 只隈洋一
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 高尾圭輔

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、Cross Eホールディングス株式会社の2023年10月1日から2024年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Cross Eホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通説し、通説の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するため、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の計算書類に係る監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2024年11月20日

Cross Eホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トマツ 福岡事務所	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 只隈洋一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 高尾圭輔

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、Cross Eホールディングス株式会社の2023年10月1日から2024年9月30日までの第2期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告書 謄本

## 監査報告書

当監査等委員会は、2023年10月1日から2024年9月30日までの第2期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な現場事務所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年11月21日

C r o s s E ホールディングス株式会社 監査等委員会

監査等委員（常勤）

監査等委員会委員長 濱田 祝高

（自 署）

印

監査等委員 渋谷 厚

（自 署）

印

監査等委員 野田 芳

（自 署）

印

（注）監査等委員は全員、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考資料

### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く）4名は任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお本議案について、監査等委員会はその内容が適正であると判断いたしております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	まつ 松尾 たかし (1967年8月8日) ※再任	1992年4月 トヨタ自動車九州株式会社 入社 1999年3月 株式会社エイチ・アイ・エス 九州・中国営業本部 入社 2010年4月 ハウステンボス株式会社 管理本部調達部長 11月 ハウステンボス・技術センター株式会社 代表取締役就任（現任） 2017年12月 西日本エンジニアリング株式会社 取締役就任（現任） 2022年11月 当社代表取締役就任（現任） 2024年9月 当社指名報酬委員会委員長就任 (現任) 〔重要な兼職の状況〕 ハウステンボス・技術センター株式会社 代表取締役 西日本エンジニアリング株式会社 取締役	6,000株
【取締役候補者とした理由】			
2010年11月からハウステンボス・技術センター株式会社代表取締役を務め、この期間を通じて当社の発展をリードし、「未来を見据えて現状を打破し、変化や失敗を恐れず新たな発想で挑戦を繰り返そう」などの企業文化を形成してきました。また業績面においては、増収増益基調を維持し、2017年12月に西日本エンジニアリング株式会社を子会社化し、グループ全体の発展を確固たるものとするため尽力し2022年11月設立の当社代表取締役就任後、現在に至っております。			
このような経営者としての業績、経験、培われた見識や人脈は、引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社企業グループの事業領域の拡大と、持続的な成長と企業価値向上に有益であり、取締役候補者としました。			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
2	つるだ しゅういち 鶴田 修一 (1958年9月14日) ※再任	1977年4月 日本国有鉄道 入社 1987年4月 日本国有鉄道清算事業団 入社 1990年4月 長崎オランダ村株式会社 入社 ハウステンボス株式会社 2001年7月 ハウステンボス株式会社 取締役就任 2010年6月 ハウステンボス熱供給株式会社 取締役就任 2012年11月 H T B クルーズ株式会社 取締役就任 2013年3月 ハウステンボス・技術センター 株式会社 取締役就任 (現任) 2017年12月 西日本エンジニアリング株式会 社 監査役就任 2019年4月 西日本エンジニアリング株式会 社 取締役就任 (現任) 2022年11月 当社取締役就任 2023年8月 当社常務取締役就任 (現任) 経営管理本部経営企画本部管掌	3,000株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 営業・経営管理分野において豊富な業務経験等を有し、2013年3月からハウステンボス・技術センター株式会社取締役として、当社の経営に参画して2022年11月設立の当社取締役就任、2023年8月1日付での常務取締役就任に至っております。 このような経験や実績は、引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社企業グループの事業領域の拡大、そして持続的な成長と企業価値向上に寄与されることが期待されるため、取締役候補者といたしました。			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
3	あま ぱくに ひさ 天羽邦久 (1950年11月25日) ※再任	1965年4月 新明工業株式会社 入社 1968年8月 三和工業株式会社 入社 1979年2月 泰建工業株式会社 入社 1985年4月 有限会社西日本エンジニアリング 代表取締役就任 1995年4月 西日本エンジニアリング株式会 社 代表取締役就任 2016年4月 同社取締役会長就任（現任） 2022年11月 当社取締役就任（現任）	3,000株
【取締役候補者とした理由】			
当社子会社西日本エンジニアリング株式会社の経営に携わっており、建設及び機械設置工事事業について豊富な知識と経験をもつてのこと、併せて企業経営においても豊富な経験を有しております。 このような経験や実績は、引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社企業グループの事業領域の拡大、そして持続的な成長と企業価値向上に寄与されることが期待されるため、取締役候補者といたしました。			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
4	むらおかみのる 村岡実 (1967年7月3日) ※新任	<p>1990年3月 ハウステンボス株式会社 入社  2007年7月 ハウステンボス・技術センター  株式会社 企画管理部長  2008年6月 同社取締役就任  2017年12月 西日本エンジニアリング株式会  社 取締役就任  2023年12月 ハウステンボス・技術センター  株式会社 常務取締役就任（現  任）</p> <p>〔重要な兼職の状況〕  ハウステンボス・技術センター株式会社 常  務取締役</p>	2,000株

【取締役候補者とした理由】

当社子会社ハウステンボス・技術センター株式会社の経営に携わっており、建設及び機械設置工事事業、ファシリティ・マネジメント事業について豊富な知識と経験をもっていること、併せて企業経営においても豊富な経験を有しております。

このような経験や実績は、当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社企業グループの事業領域の拡大、そして持続的な成長と企業価値向上に寄与されることが期待されるため、新たに取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者がその職務の執行に関し負う責任及び当該責任追及を受けることにより生じることのある損害を補填することとしています。本議案で選任された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3. 松尾貴氏は取締役会の諮問機関である指名報酬委員会の委員であり、再任が承認された場合、当社は同氏を同委員会の委員とする予定です。

## 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役3名は任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお本議案について、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)		所持する 当社の株式数
1	瀬田 祝高 (1958年6月13日) ※再任	<p>1981年4月 佐世保市農業協同組合（現：ながさき西海農業協同組合）入職</p> <p>1982年4月 佐世保市役所 入職</p> <p>2016年4月 同市 財務部理事就任</p> <p>2017年4月 同市 農林水産部部長</p> <p>2019年4月 ハウステンボス・技術センター株式会社 監査役就任</p> <p>2019年4月 西日本エンジニアリング株式会社監査役就任（現任）</p> <p>2019年12月 ハウステンボス・技術センター株式会社 社外取締役 監査等委員 就任</p> <p>2022年11月 当社社外取締役（監査等委員）就任（現任）</p> <p>2024年9月 当社指名報酬委員会委員就任（現任）</p>		一株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>行政経験に基づく組織運営に関する豊富な経験と知見を備えられているほか、当社が監査役設置会社であった時期には社外監査役を務めてきた実績があり、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、これらの知識と経験を活かし、当社の経営に対して助言と提言が期待できるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p>				

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
2	<p>しぶや あつし 渋谷 厚 (1954年12月18日)</p> <p>※再任</p>	<p>1978年4月 株式会社渋谷製作所 入社 1979年7月 株式会社トロイマー（現：株式会社トイスピリッツ）設立 代表取締役就任 1991年10月 株式会社ティーショット（現：株式会社トイスピリッツ）設立 代表取締役就任 2005年9月 株式会社渋谷製作所 代表取締役社長（現任） 2007年5月 株式会社キディランド 取締役副社長就任 2011年5月 ハウステンボス株式会社 執行役員就任 2016年4月 内閣府事業：プロフェッショナル人材事業 長崎県プロフェッショナル人材戦略拠点 統括マネージャー就任 2018年7月 株式会社長崎コンサルティング設立 代表取締役社長就任（現任） 2022年10月 ハウステンボス・技術センター株式会社 社外取締役（監査等委員）就任 2022年10月 チヨコレートハウス株式会社 代表取締役社長就任（現任） 2022年11月 当社社外取締役（監査等委員）就任（現任） 2024年9月 当社指名報酬委員会委員就任（現任）</p> <p>〔重要な兼職の状況〕</p> <p>株式会社渋谷製作所 代表取締役社長 株式会社長崎コンサルティング 代表取締役社長 チヨコレートハウス株式会社 代表取締役社長</p>	一株

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

企業の経営など、豊富な経験や知見を備え、企業倫理とコーポレート・ガバナンスに対する卓越した識見を活かし、独立して客観的な観点から当社の経営に対して適切な助言と提言が期待でき、監査等委員会の職責を遂行していただけるものとして、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
3	の だ かおる 野 田 芳 (1979年4月22日) ※再任	<p>2007年12月 有限責任監査法人トーマツ 入所</p> <p>2011年6月 公認会計士 登録</p> <p>2017年10月 福岡寿税理士法人 入所</p> <p>2018年7月 野田公認会計士事務所開設 代表就任（現任）</p> <p>2019年3月 株式会社SCホールディングス 社外監査役就任</p> <p>2019年8月 かおる会計株式会社 代表取締役就任（現任）</p> <p>2019年12月 ハウステンボス・技術センター 株式会社 社外取締役 監査等委員就任</p> <p>2021年5月 株式会社エストラスト 社外取締役 監査等委員就任（現任）</p> <p>2022年10月 株式会社ROCKY-ICHIMARU 監査役就任（現任）</p> <p>2022年11月 ハウステンボス・技術センター 株式会社 監査役就任（現任）</p> <p>2022年11月 当社社外取締役（監査等委員）就任（現任）</p> <p>2024年8月 室町ケミカル株式会社 社外取締役監査等委員就任（現任）</p> <p>2024年9月 当社指名報酬委員会委員就任（現任）</p> <p>〔重要な兼職の状況〕</p> <p>野田公認会計士事務所 代表</p> <p>かおる会計株式会社 代表取締役</p> <p>株式会社エストラスト 社外取締役監査等委員</p> <p>株式会社ROCKY-ICHIMARU 監査役</p> <p>ハウステンボス・技術センター株式会社 監査役</p> <p>室町ケミカル株式会社 社外取締役監査等委員</p>	一株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】			
<p>監査法人での会計監査業務経験及び公認会計士事務所経営を通じて、公認会計士、税理士としての豊富な知識・経験を有し、また、上場会社及び上場準備会社の監査役及び監査等委員としての十分な経験を有することから、独立した立場で、コンプライアンスやガバナンスに関する体制強化に貢献できると判断していることから、監査等委員である社外取締役候補者としております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 監査等委員である取締役候補者濱田祝高氏、渋谷厚氏及び野田芳氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は、濱田祝高氏、渋谷厚氏及び野田芳氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。各氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 濱田祝高氏、渋谷厚氏及び野田芳氏は、現在当社の社外取締役であります、各氏の在任期間は本総会終結の時をもって、濱田祝高氏は2年、渋谷厚氏は2年、野田芳氏は2年となります。
5. 当社は、濱田祝高氏、渋谷厚氏及び野田芳氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。各氏の選任が承認された場合は、同契約を継続する予定であります。
6. 当社は、取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者がその職務の執行に関し負う責任及び当該責任追及を受けることにより生じることのある損害を補填することとしています。本議案で選任された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
7. 濱田祝高氏、渋谷厚氏及び野田芳氏は取締役会の諮問機関である指名報酬委員会の委員であり、各氏の再任が承認された場合、当社は各氏を同委員会の委員とする予定です。

以上

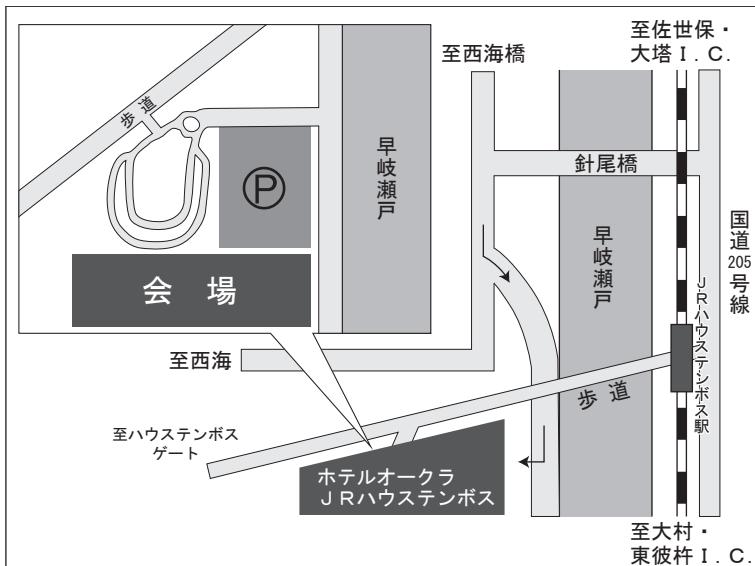
# 株主総会会場ご案内図

会場：長崎県佐世保市ハウステンボス町10番地

ホテルオークラ JRハウステンボス

1階 凰の間

TEL 0956-58-7111



交通 長崎空港より車で約55分

JRハウステンボス駅より徒歩で5分

JR早岐駅より車で15分